備考）1　生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10―d windowを適用しない。

※ＯＥＣＤ（経済協力開発機構）化学品テストガイドライン

・301Ｂ（CO_2発生試験）

・301Ｃ（修正ＭＩＴＩ(Ⅰ)試験）

・301Ｆ（Manometric Respirometry試験）

※ＡＳＴＭ（アメリカ材料試験協会）

・D5864(潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法)

・D6731（密閉respirometer中の潤滑油、又は潤滑油成分の水環境中の好気的生分解度を決定する標準試験法）

2　魚類の急性毒性試験方法は、次のいずれかの方法とする。

※ＪＩＳ（日本工業規格）

・K0102（工場排水試験方法）

・K0420―71シリーズ（10、20、30）

（水質―淡水魚［ゼブラフィッシュ（真骨類，コイ科）］に対する化学物質の急性毒性の測定―第１部：止水法、第２部：半止水法、第３部：流水法）

※ＯＥＣＤ（経済協力開発機構）

・203（魚類急性毒性試験）

なお、難水溶性の製品は、ＡＳＴＭ　D6081（水環境中における潤滑油の毒性試験のための標準実施法：サンプル準備及び結果解釈）の方法などを参考に調製されたＷＡＦ（水適応性画分）やＷＳＦ（水溶解性画分）を試料として使ってもよい。この場合、96時間LL_{50}値が100㎎／ｌ以上であること。

⑵　目標の立て方

当該年度における調達総量（リットル）に占める基準を満たす物品の数量（リットル）の割合とする。

12．消火器

⑴　品目及び判断の基準等

消火器	【判断の基準】 ○消火薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ⑤製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。

備考）1　本項の判断基準の対象とする「消火器」は、粉末（ＡＢＣ）消火器(「消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年９月17日自治省令第27号）」による粉末消火器であって、Ａ火災、Ｂ火災及び電気火災の全てに適用するものをいい、エアゾール式簡易消火具、船舶用消火器、航空用消火器は含まない。)とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。

2　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

⑵　目標の立て方

当該年度の消火器の調達総量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

13．制服・作業服

⑴　品目及び判断の基準等

制服 作業服	【判断の基準】 ①使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア．再生ＰＥＴ樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除く繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生ＰＥＴ樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ．再生ＰＥＴ樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ②使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ③再生ＰＥＴ樹脂から得られるポリエステル又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。
帽子	【判断の基準】 ○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生ＰＥＴ樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生ＰＥＴ樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生ＰＥＴ樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 【配慮事項】 ①製品の梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ③再生ＰＥＴ樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。